

平成 2 8 年度
相模原市監査等の結果

平成 2 9 年 8 月
相模原市監査委員

目 次

第 1 章 監査の概要	1
第 2 章 平成 2 8 年度監査の実施状況	7
定期監査・行政監査	7
行政監査(独立監査実施方式)	2 4
工事監査	3 0
財政援助団体等監査	3 3
平成 2 8 年度監査の結果から把握した不適切事例の主な要因	3 7
平成 2 8 年度監査の結果に基づく意見	3 9
第 3 章 平成 2 8 年度検査の実施状況	4 0
例月現金出納検査	4 0
第 4 章 平成 2 8 年度審査の実施状況	4 1
決算審査及び基金運用状況審査	4 1
健全化判断比率審査及び資金不足比率審査	5 4
(参考) 監査の結果における「指摘事項」等の件数	5 6

監査結果の詳細については、相模原市のホームページに掲載しています。
ホームページアドレス
<http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kansa/index.html>

第1章 監査の概要

1 監査制度

本市では、監査委員による監査と外部監査人による監査を実施しています。

(1) 監査委員

監査委員は、公正で効率的な行政を確保するために、地方自治法の規定により設置されている執行機関です(地方自治法第195条)。

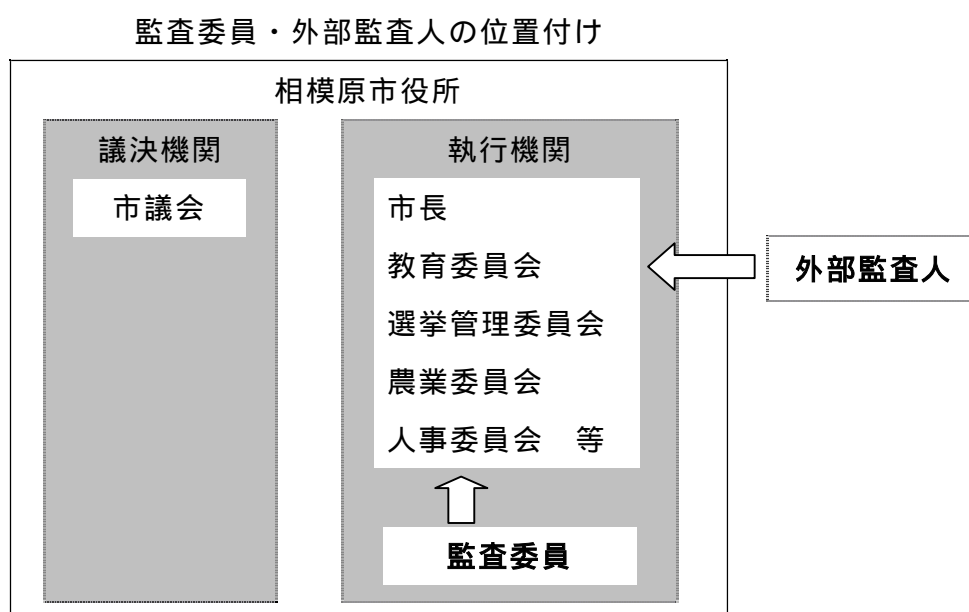
市が行っている様々な事業や市が財政援助を行っている団体などの事業が経済的、効率的、有効的に運営されているか、また、財務会計事務が正しく行われているかなどを、市長から独立した立場で監査することが監査委員の職務です(地方自治法第199条)。

(2) 外部監査人

都道府県、政令指定都市、中核市の長は、包括外部監査人の監査を受けなければならないこととなっています(地方自治法第252条の36)。

包括外部監査人は、市の財務に関する事務の執行及び市の経営に係る事業の管理のうち、最少の経費で最大の効果、運営の合理化等を達成するため必要と認める特定の事件(テーマ)について監査することとなっています(地方自治法第252条の37)。

このほか請求人等の求めに応じて行われる個別外部監査契約に基づく監査がありますが、本市ではこれまで行われたことはありません。



2 監査委員が行う監査等

監査委員が行う監査、検査、審査等の事務の概要は、次のとおりです。

(1) 監査

種 類	根拠条文	概 要
定期監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、 第 4 項	毎年定期的に市の財務に関する事務の執行について実施する監査です。
行政監査	地方自治法 第 199 条第 2 項	監査委員が必要と認めるときに市の事務の執行が、合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているか等について行う監査です。本市では平成 28 年度から定期監査に併せて実施するとともに、定期監査とは別にテーマを定めて実施しています。
随時監査		監査委員が必要と認めるときに財務に関する事務の執行や経営に係る事業の管理について行う監査です。
工事監査	地方自治法 第 199 条第 1 項、 第 5 項	監査委員が必要と認めるときに、市の工事の計画、設計、積算、施工等の技術面や、契約事務等の財務事務の執行が適正に行われているか等について行う監査です。本市では、調査の一部を技術士を擁する法人に委託して実施しています。
財政援助団体等 監査	地方自治法 第 199 条第 7 項	監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに、補助金交付先等の財政的援助団体、市が4分の1以上出資している団体又は公の施設の指定管理者に対して、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行について行う監査です。併せて市の事業担当部局に対して、当該財政援助等に係る財務事務について監査を実施します。
直接請求の事務 監査	地方自治法 第 75 条第 1 項	選挙権を有する者の 50 分 1 以上の者の請求があったときに、事務の執行に関して行う監査です。

住民監査請求による監査	地方自治法 第 242 条第 1 項	市民が、市の職員等による違法又は不当な財務会計上の行為(又は怠る事実)があると認めるとき、必要な措置を請求する監査です。
議会及び市長からの要求に基づく監査	地方自治法 第 98 条第 2 項	議会の請求があったときに、市の事務の執行に関して行う監査です。
	地方自治法 第 199 条第 6 項	市長から要求があったときに、市の事務の執行に関して行う監査です。
金融機関の公金出納監査	地方自治法 第 235 条の 2 第 2 項 地方公営企業法 第 27 条の 2 第 1 項	監査委員が必要と認めるとき、又は市長の要求があったときに行う指定金融機関等の公金の収納や支払の事務に関する監査です。
職員の賠償責任に関する監査	地方自治法 第 243 条の 2 第 3 項 地方公営企業法 第 34 条	市長から要求があったときに、会計管理者等の職員が市に損害を与えた事実があるかどうかを監査して、当該職員の賠償責任の有無や賠償額を決定する監査です。

(2) 検査

種 類	根拠条文	概 要
例月現金出納検査	地方自治法 第 235 条の 2 第 1 項	毎月 1 回、会計管理者及び企業出納員の保管する現金(歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金)の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているか検査します。

(3) 審査

種 類	根拠条文	概 要
決算審査	地方自治法 第 233 条第 2 項	毎会計年度、各歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数が正確であるかを検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかについて審査します。

	地方公営企業法 第 30 条第 2 項	毎会計年度、企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数が正確であるかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかについて審査します。
基金運用状況審査	地方自治法 第 241 条第 5 項	毎会計年度、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金が、その目的に沿って効率的に運用されているか、基金の運用状況を示す書類の計数が正確であるかについて審査します。
健全化判断比率審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 3 条第 1 項	毎会計年度、決算における「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」及び「将来負担比率」と算定基礎事項記載書類が適正であるかについて審査します。
資金不足比率審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律 第 22 条第 1 項	毎会計年度、公営企業の決算における「資金不足比率」と算定基礎事項記載書類が適正であるかについて審査します。

(4) その他

種 類	根拠条文	概 要
請願の措置	地方自治法 第 125 条	議会が採択した請願の措置結果を議会に報告します。
会計管理者による地方税の収納事務の受託者に対する検査の報告の受領	地方自治法施行令 第 158 条の 2 第 5 項	会計管理者による受託者の収納事務の状況の検査結果について報告を求めます。
会計管理者等による指定金融機関等に対する検査の報告の受領	地方自治法施行令 第 168 条の 4 第 3 項 地方公営企業法施行令 第 22 条の 5 第 3 項	会計管理者等による指定金融機関等の公金の収納や支払事務、預金状況の検査結果について報告を求めます。

監査結果等に基づく措置報告の公表	地方自治法 第 199 条第 12 項	監査結果に基づき、又は監査結果を参考として市長等が措置を講じたときに監査委員宛てに通知があった事項を公表します。
外部監査に関する協議等	地方自治法 第 252 条の 36 第 1 項ほか	契約締結・解除、補助者の選任等に係る協議等を行います。

3 外部監査人が行う監査

外部監査人のうち包括外部監査人が行う監査の概要は、次のとおりです。

種 類	根拠条文	概 要
包括外部監査	地方自治法 第 252 条の 37	市の財務に関する事務の執行や経営が最少の経費で最大の効果を挙げているかについて監査します。

4 監査委員

本市の監査委員は 4 人で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者から 2 人(識見委員)、市議会議員から 2 人(議選委員)が選任されています。

識見委員の任期は 4 年で、議選委員の任期は議員の任期によることとなっています(地方自治法第 197 条)。

平成 28 年度の監査委員は、次のとおりです。

選出区分	氏名	就任期間	備考
識見委員	八木 智明	平成 25 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日	代表監査委員
	坪井 廣行	平成 23 年 7 月 1 日 ~ 平成 27 年 6 月 30 日 平成 27 年 7 月 1 日 ~ 現在	弁護士
議選委員	米山 定克	平成 27 年 5 月 19 日 ~ 平成 28 年 5 月 19 日	
	小野沢 耕一		
	加藤 明德	平成 28 年 5 月 20 日 ~ 平成 29 年 5 月 19 日	
	寺田 弘子		

5 監査の基本方針

平成 28 年度の監査等の基本方針を次のように定め、監査を実施しました。

平成 28 年度の監査、検査、審査の業務については、次の基本方針に基づき実施する。

- (1) 監査業務の計画的執行、質的向上等に努め、地方自治の本旨の実現に寄与する。
- (2) 指導監査を第一義として、厳正かつ公平に行い、違法、不当行為等の防止及び事務事業の改善に資する。
- (3) 監査の実施に当たっては、実効性のある監査とするため、財務及び事務の執行が法令、条例、予算等に則り適正に行われているか、また、経済的、効率的及び有効的に行われているかを主眼に、適切な計画を作成し、これに基づき準備調査を行い、監査を実施する。
- (4) 監査の実効性を高めるため、平成 29 年度以降の監査等を実施するに当たっての基本原則や実施手順等の基準として「(仮称) 相模原市監査基準」を策定し、もって監査委員監査の充実に資する。
- (5) 監査等の計画及び実施に当たっては、包括外部監査契約に基づく外部監査人が実施する監査と相互に支障のないように配慮する。

6 監査結果の区分

平成 28 年度の監査結果の区分は次のとおりです。

監査結果	定 義
おおむね良好	下記指摘事項、注意事項に該当する不適切な事務執行はなかったもの
指摘事項	事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適切なものとして是正を勧告するもの (地方自治法第 199 条第 9 項) 市長等は、指摘事項に対する改善措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表する。 (地方自治法第 199 条第 12 項)
注意事項	指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの 監査委員は、市長等に注意事項に対する対応状況の提出を求めている。
意見	組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの (地方自治法第 199 条第 10 項)

行政監査では、指摘事項及び注意事項を「検討すべき事項」としています。

第2章 平成28年度監査の実施状況

定期監査・行政監査

定期監査の実施方針及び実施手続を次のように定め、監査を実施しました。

1 実施方針

定期監査は、これまでの監査結果を踏まえて誤りや不正等が発生するリスクを考慮した上で、財務事務の合规性、正確性の観点から実施するとともに、併せて事業が経済的、効率的及び有効的に行われているかどうかを主眼として行政監査を実施し、必要に応じて意見を付する。

- (1) 平成28年度は、平成27年度に引き続き、「委託料の契約に関する事務」を共通の監査項目とし、仕様書の作成から契約締結までに関する事務を重点的に調査する。
- (2) 監査は、局又は部及びこれに準ずるものを単位として実施する。
- (3) 監査の対象事務は、4月から7月までに実施する場合は前年度分とし、10月以降の実施分は、当該年度を対象とする。ただし、必要に応じて対象年度以前の事務も対象とする。
- (4) 監査の対象事務は、その都度、実施計画において定める。
- (5) 監査の実施に当たっては、特に次の点に留意する。
 - ア 監査は、照合、比較、分析等の方法により実態の把握に努める。
 - イ 予算経理及び収入・支出事務における的確性・経済性を追求する。
 - ウ 改善等の指摘に当たっては、計数的及び法的根拠を明確にしておく。

2 実施手続

定期監査は次の手続により行う。

- (1) 監査委員は、実施計画を策定する。
- (2) 監査委員は、市長及び監査対象の執行機関の長に対して監査の実施を通知する。
- (3) 事務局長は、監査対象の課・機関の長に対して準備調査の実施を通知する。
- (4) 事務局において、準備調査を実施する。
- (5) 事務局長は、監査委員に対して、準備調査の結果を報告する。
- (6) 監査委員は、監査を実施し、監査の結果を講評する。
- (7) 監査委員は、議長、市長及び監査を実施した執行機関の長等に対して、監査の結

果を提出し、公表する。

- (8) 監査委員は、指摘事項、注意事項について適時状況の確認を行うとともに、議長、市長又は執行機関の長等から、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったときは、当該措置について公表する。
- (9) その他の事項については、必要に応じて、都市監査基準(昭和60年8月29日全国都市監査委員会制定)の規定を準用するものとする。

3 平成28年度監査対象課・機関及び監査実施日

監査対象課・機関	監査実施日
秘書課	平成28年 5月27日
渉外部	
消防局及び消防署	平成28年 7月 5日
小学校8校及び中学校4校	平成28年 7月 7日
道路部	平成28年10月28日
下水道部	
健康福祉総務室、指導監査課、保険高齢部	平成28年12月 1日
中央区役所	平成28年12月26日
会計課	
資源循環部	平成29年 1月27日
企画部	平成29年 3月28日

4 監査の結果

(1) 定期監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりです。

区分	件数
指摘事項	17件(6件)
注意事項	5件(1件)
意見	4件
計	26件(7件)

* ()内は1実施方針(1)に定める共通の監査項目「委託料の契約に関する事務」に係る件数です。

ア 指摘事項

概 要	措置公表日
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>消防局庁舎総合管理委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>飲料水の水質検査について、仕様書では「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第4条に基づく」と規定されており、定期に実施する飲料水水質検査で必要とされる検査項目は16項目となる。</p> <p>しかしながら、相手方から提出された月額表、水質検査終了後提出された業務報告書及び請求書における検査項目数は、平成27年9月分は16項目となっていたが、平成28年3月分は10項目となっていた。さらに、業務報告書に添付された水質検査成績書により実際に検査された項目を確認したところ、いずれも11項目となっていた。</p> <p>平成27年9月及び平成28年3月に受託者が実施した水質検査の検査項目数はいずれも11項目であったにもかかわらず、水質検査分として平成27年9月分は3万円、平成28年3月分は2万円が含まれた請求書が提出され、そのまま支払が行われていた。 【消防総務課】</p>	<p>平成28年 8月 9日</p>
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>応急手当普及啓発事業委託において、次のような事例が見られた。</p> <p>相模原市契約規則で契約書に記載することとされている、契約の適正な履行を確保するための監督及び検査について規定されていなかった。</p> <p>委託料の精算に当たり、精算金額の根拠となる精算報告書に車両費、消耗品費、保険料について執行した内容の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算が行われていた。 【救急課】</p>	<p>平成28年 8月 9日</p>

<p>< プールの維持管理 ></p> <p>プールにおける日常点検結果を記録するプール管理日誌は、必要な項目を満たした内容であれば、独自の様式を使用することができるかとされているが、向陽小学校、東林小学校、二本松小学校、弥栄小学校及び根小屋小学校において、日常点検において検査することが必要とされている「pH値」や「透明度」を記載する欄が欠けている独自の様式を使用したことにより、これらの項目について点検したことが確認できなかった。</p> <p>また、教育委員会で定めた様式を使用している学校においても、相陽中学校及び大野南中学校ではプール使用期間中「pH値」を記載しておらず、田名中学校では未記入の項目が散見された。 【小学校5校・中学校3校】</p>	<p>平成28年 8月 9日</p>
<p>田名中学校のプール管理で使用している次亜塩素酸ソーダについて、プール薬剤在庫管理簿には平成27年7月12日の残量は「16」と記載されていた。その後、7月29日の納入数は「20」、7月30日の使用量は「3」、残量は「17」と記載されており、この間における16本の使用の経過が不明となっていた。 【中学校1校】</p>	
<p>田名中学校のプールの排水口について、配管の取付口の吸い込み防止金具が設置されていなかった。さらに、金属性の枠に蓋を取り付け、重さで浮かないよう加工した蓋を使用していた。 【中学校1校】</p>	
<p>< 委託料の支出に関する事務 ></p> <p>駅前広場、エレベーター等の公共施設の清掃や保守点検等について、(公財)相模原市まち・みどり公社と契約している3件の委託事業において、次のような事例が見られた。</p> <p>各契約書中、約款では「受注者自らが行うことが困難な業務については、その業務を第三者に委託することができるものとし、その業務は業務委託仕様書に定める」と規定</p>	<p>平成29年 5月29日</p>

されているが、仕様書には再委託に関する定めがなかった。また、駅前清掃、エレベーター保守点検等、合わせて54の業務が具体的に規定されているが、その全てが第三者に再委託されており、公社が直接実施する具体的な業務の内容については定められていなかった。

さらに再委託する場合の事前承諾が行われていなかった。
【緑・中央・南土木事務所】

< 社会福祉費雑入の徴収に関する事務 >

あじさい大学受講者負担金の徴収に際し、一部の受講者に調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた。

平成25年12月に実施した前回の定期監査において、調定書を作成していなかった事例が見られたことから、指摘事項とした。これに対し、「地方自治法、相模原市会計規則等の遵守」「複数職員による重層的なチェックの実施」「マニュアルの改訂」などの措置を講じた旨の通知を受けた。

改善措置通知や全庁的な取組にもかかわらず、今回の定期監査においても、地方自治法等に基づく事務の執行を怠る不適正な事例が見られた。
【地域包括ケア推進課】

平成29年 1月30日

< 委託料の支出に関する事務 >

ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業に係る3件の契約において、次のような事例が見られた。

「相模原市ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業実施要綱」では、旧相模湖町の給食サービス実施日について、休日を除いた火曜日から金曜日までとされている。しかしながら、藤野・相模湖地区給食サービス事業委託において、契約の相手方から提出された報告書を確認したところ、休日を含めた月曜日、火曜日、木曜日及び金曜日に給食サービスが実施されていた。

津久井・相模湖地区給食サービス事業委託において、契約の相手方から提出された報告書では、実際には実施され

平成29年 1月30日

ていない休日に給食サービスが実施されたことになっており、68,000円が過払いとなっていた。

前記2件の契約において、旧相模湖町を2地区に分けて給食サービスを実施しているが、区域分けについて、要綱や契約書等に定められておらず根拠が不明確となっていた。

前記2件の契約のほか城山地区給食サービス事業委託において、利用者により給食の配達の実施日は異なり、委託料は給食の配達の実績に応じて支払われるが、報告書には給食が配達されたことを示す利用者の受領印などがないため、業務履行の確認としては不十分なものであった。

これらの3件の委託における契約書約款において、暴力団等排除に係る発注者の解除権に関する条文中、引用した条項が誤っていた。

前回の定期監査において、前々回の定期監査と同様に引用条項の誤りが見られたことについて、口頭により注意している。これに対し、「今後は同じ誤りを決して繰り返してはならないものと強く認識し、再発防止に向け、適正な契約事務の執行に真摯に取り組む」との報告を得ていた。

【緑高齢者相談課】

< 委託料の支出に関する事務 >

資源分別回収事業収集運搬業務委託(大野南、東林地区)契約において、契約書約款で契約相手方に業務の着手前に書面による報告を義務付けている個人情報の取扱いに関する作業責任者、作業従事者及び作業場所等の報告がなされていなかった。

資源分別回収事業中間処理業務委託(北部)契約において、契約書約款では契約相手方は委託業務履行日の属する月の翌月10日までに業務報告書等を提出し市の検収を受けなければならないとされているが、業務報告書等の提出は適正に行われていたものの、検査・検収日が翌月10

平成29年 3月 6日

<p>日を過ぎている事例が散見された。 【資源循環推進課】</p>	
<p>< 委託料、使用料及び賃借料の支出に関する事務 ></p> <p>パトロール車賃貸借契約の暴力団等からの不当介入の排除に関する規定において、「相模原市暴力団排除条例の施行に係る契約事務における運用について」(契約課長通知)に基づき賃貸借契約の場合規定することとされている、「賃借人」を「賃貸人」と、「賃貸人」を「賃借人」と記載する等の記載誤りが見られた。</p> <p>廃棄物情報管理システム保守管理業務委託契約において、契約書頭書に記載されていた契約相手方の所在地や、契約相手方から提出された「個人情報の取扱いに係る作業場所に関する届」等に記載誤りが見られた。</p> <p>このほか、ダイオキシン類等測定検査委託契約において記載誤りが見られた。 【廃棄物指導課】</p>	<p>平成29年 3月 6日</p>

イ 注意事項

概 要	
<p>< 交際費の支出に関する事務 ></p> <p>課長代理を前渡金管理者としているが、相模原市会計規則で規定する、課長が指定する職員を前渡金管理者とする場合に必要な会計課長の承認を受けたことが確認できなかった。 【秘書課】</p>	
<p>< 現金等の管理 ></p> <p>くぬぎ台小学校の学校教育研究委託事業の現金の管理において、預金口座から現金を必要の都度払い戻すことなく、立替状態が6か月以上続いている事例が見られた。</p> <p>弥栄小学校の学校教育研究委託事業の現金の管理において、預金口座から現金を必要の都度払い戻すことなく、一度に全額を払い戻し、学校内で4か月以上現金を保管している事例が見られた。 【小学校2校】</p>	
<p>< 旅費の支出に関する事務 ></p> <p>旅費の支出に誤りはないものの、出張命令簿において交通手段の記載誤りが多数見られた。 【廃棄物指導課】</p>	

< 委託料の支出に関する事務 >

ごみ焼却設備定期保守点検業務委託において、委託業務の一部が再委託されており、契約相手方が提出した作業組織表により再委託先の把握を行っていたが、「入札・契約事務の適正執行について」(契約課長通知)に定められた事前の承諾は行っていないかった。

【北清掃工場】

ウ 意見

概 要

消防総務課は、消防局組織の中で庶務担当課として位置付けられており、局内において唯一消防吏員のほか所属長を含め5名の事務職員が配置され、局内全体の総合調整に関する事務を担っている。このことは、組織運営上における同課の役割の一つとして、局全体の適正な事務執行を牽引することが大いに期待されていることの表れであると言える。

こうしたことから、今後とも消防局全体に係る財務に関する不適切な事務処理を防止するため、同課が率先して職員に対する意識啓発の取組や契約事務等のチェック機能を再構築する等適正な事務執行の更なる徹底を果たされたい。

児童・生徒が水泳等で利用する学校プールは、子どもたちが安心して利用できるよう安全性を確保することが、必要不可欠であることは言うまでもない。

学校において、プール薬剤の適正な管理が確認できない事例や排水口の安全管理が徹底されていない事例が見られた。また、教育委員会においても、各小・中学校の排水口について安全対策を把握していない状況が見られたことは、学校プールの管理の安全性に対する信頼を揺るがしかねないものである。

教育委員会は、各小・中学校におけるプール薬剤の適正な取扱い及び管理について再度周知徹底を図るとともに、排水口の安全対策について早急に実態を把握し、不備が見られた場合には至急改善を図られたい。

少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中で、市税収入の増加が期待できない一方、扶助費を中心とした義務的経費の増大が見込まれるなど、引き続き厳しい財政状況が続くと考えられている。

効率的な財政運営を行うためには、的確に収支を予測することがますます重要となることから、今後とも、よりの確に収支予定を把握するとともに、会計管理者の職務権限に属する出納その他の会計事務の適正な執行に向けて、その役割を果たさ

りたい。

南清掃工場及び北清掃工場のごみ焼却設備保守点検は、業務内容が複雑かつ多岐にわたることから、契約相手方が業務の一部を再委託(一次下請)し、さらに一次下請事業者が再委託(二次下請、三次下請)をしている。

一方、業務の一部が下請事業者によって施工されることが前提となる工事請負契約においては、公共工事標準請負契約約款を踏まえ、契約約款にあらかじめ受注者が通知する旨を規定することにより一次下請を把握している。また、二次下請等については公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により受注者から提出された施工体制台帳の写しにより把握している。

「入札・契約事務の適正執行について」(契約課長通知)では委託業務の一部を再委託する場合は、事前の承諾が必要とされているが、再委託事業者による委託(二次下請、三次下請等)の取扱いについては記載されていない。

今後は工事請負契約以外においても、二次下請等が行われる場合は、その状況の把握が全庁的に統一して行われるよう検討されたい。

(2) 行政監査(重点調査項目)の結果

平成28年度は重点調査項目として、「契約における業者選定(1者随意契約の場合)について」をテーマと定め監査を実施しました。

検討すべき事項は4件、意見は2件です。

ア 検討すべき事項

概 要	措置公表日
5年間同一の相手方と継続して契約を締結していたが、他の業者による当該委託業務の履行の可能性についての検討は行われていなかった。 【広聴広報課】	平成28年 7月 6日
「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」で示されている、「新聞、雑誌、公共交通機関等への広告掲載又はラジオ、テレビ等への放送を委託する場合」における「複数の候補者から特定の一業者を選定した経過及び理由」の記載がない事例が見られた。	平成28年 7月 6日

<p>(ア) 契約相手方を選定した理由について、掲載する情報誌の発行者であることのみが記載されていた。</p> <p style="text-align: right;">【渉外課】</p> <p>(イ) 契約相手方を選定した理由について、掲載する新聞社の指定代理店を選定した理由のみが記載されていた。</p> <p style="text-align: right;">【広聴広報課】</p> <p>(ウ) 契約相手方を選定した理由について、鉄道会社の指定代理店であることのみが記載されていた。また、その他10件の契約で同様の事例が見られた。</p> <p style="text-align: right;">【シティセールス・親善交流課】</p> <p>平成27年度に初めて締結した契約の1者随契理由書において、事前確認状況欄中、複数年同一業者と契約している場合に必要な事項を確認した旨のチェックがあるなど、調査した7件とも誤記載が見られた。 【渉外課】</p>	
<p>「橋本駅前ほか監視巡回清掃等業務委託」ほか2件の駅前監視巡回清掃等業務委託を1者随意契約により(公財)相模原市まち・みどり公社と7年間継続して契約を締結していた。</p> <p>これらの契約書約款に定められた駅前清掃、昇降施設巡回監視などの全ての業務が第三者に委託されており、契約した相手方でなければ業務の目的が達成できないという、1者随意契約とした理由に疑義を生じさせかねない。</p> <p style="text-align: right;">【緑・中央・南土木事務所】</p>	<p>平成29年 5月29日</p>
<p>1者随契理由書の「契約の相手方を決定するまでの事前確認状況」を記載する欄において記載漏れや記載誤りが多数見られた。</p> <p style="text-align: right;">【情報政策課】</p>	<p>平成29年 4月27日</p>

イ 意見

概 要
<p>市は、随意契約による場合の根拠法令や理由の解釈を庁内において統一かつ公正に行うため、ガイドラインを定めている。1者随意契約による契約の締結に当た</p>

っては、当該契約方法があくまで例外的な契約方法であることを踏まえ、ガイドラインの内容に留意し検討・判断するとともに、1者随契理由書に1者随意契約と判断した経過や理由を具体的に記載することにより透明性を確保し、適正に事務を執行されたい。

ガイドラインでは、公益法人との随意契約の留意点として、「公益法人のあり方や役割を踏まえ、民間企業等との競合を検討するよう努めなければならない」とされている。

また、市における外郭団体の抜本的改革の方向性を明らかにするため平成23年10月に策定された「相模原市外郭団体に係る改革プラン」において、「市から外郭団体に委託する事業の見直し」としてガイドラインに則し、「外郭団体に業務委託をする場合には、原則として競争入札を実施することとし、やむを得ず例外的に随意契約を行った場合には、市はその理由を公表する」こと、「特に再委託率が高い業務及び人件費率の高い業務については、市は再委託業者への業務の直接発注に努める。なお、業務の一部を再委託する場合には、事前に市の承諾を得る」ことが示されている。

(公財)相模原市まち・みどり公社を相手方とする3件の契約において、契約書約款に規定されている業務の全てが第三者に再委託されており、公社が直接実施すべき具体的な業務の内容が、不明確となっていた。

今後は、外郭団体と随意契約を締結するに当たっては、改革プランを踏まえて、業務内容を精査するとともに関係諸規程に基づき適正に事務を執行されたい。

(3) 行政監査(個別調査項目)の結果

平成28年度は個別調査項目として、次の行政監査を実施しました。

対象部局	テーマ	検討すべき事項	意見
渉外部	東京事務所における情報収集及び本市施策の広報に関する事務について	2	1
消防局及び消防署	消防法の規定に基づく査察(立入検査、違反処理及び火災予防のために必要な措置)に関する事務	4	1
下水道部	下水道使用料及び下水道事業に係る受益者負担金に関する事務	0	1

保険高齢部	国民健康保険における給付に関する事務	1	1
中央区役所	窓口業務における現金管理について	0	1
資源循環部	事業系ごみの減量化等への取組について	1	1
企画部	「相模原市外郭団体に係る改革プラン」の取組について	2	1

ア 渉外部

東京事務所における情報収集及び本市施策の広報に関する事務について

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>< 職員への東京事務所機能の周知について ></p> <p>東京事務所は主に国と担当部局のパイプ役を担っていることから、事業の成果は担当部局の成果として現れるものと考えられるが、担当部局が施策を企画・検討する段階で東京事務所を活用して必要な情報を得ることができるよう、職員は常に意識することが必要である。</p> <p>また、シティセールスの面でも、市の施策や事業を発信するために各部署で作成しているパンフレット類等を東京事務所の職員が入手するに当たっては、各部署から送付されるものもあるが、自ら収集する場合もあるとのことだった。本来は各部署から積極的に東京事務所に配布等を依頼すべきであり、職員が東京事務所の機能を活用しているとは言いがたい点もある。</p> <p>今後は、これまで以上に東京事務所による情報収集が適時適切に行われ、また収集した情報が担当部局によって効果的に活かされるよう、さまざまな機会を捉えて職員に対して東京事務所の持つ役割や機能を周知されたい。</p> <p style="text-align: right;">【東京事務所】</p>	平成 29 年 3 月 29 日
<p>< 収集資料の管理について ></p> <p>東京事務所は平成 27 年度には 1,525 件の情報を収集し、担当部局に提供したほか資料の件名及び表紙(1枚</p>	平成 28 年 7 月 6 日

目)を職員ポータルサイトへの掲示等によって全庁に周知した。

これらの情報の中には、インターネットからは得られない貴重な情報も含まれている。

収集した資料は全頁が共通ファイルサーバー内に電子データで格納され、職員が内容を確認したい場合はこのサーバーにアクセスし、件名が時系列に記載された一覧表を見て検索することになる。

資料の整理という観点では、担当部局の職員が検索しやすいように、例えばこの一覧表を省庁別、分野別に整理するなどの配慮が必要になるとと思われる。今後とも、収集した資料を活用するに当たっての利便性に配慮し、検索性の向上を意識して分類・整理・保管を行われたい。

【東京事務所】

意見の概要

現在の地方自治体を取り巻く社会経済情勢は、人口減少や少子高齢化の進展など東京事務所の開設当時とは大きく変化しており、またインターネットなどの新たな情報伝達手段の発達により、情報収集活動のあり方も大きく変わっている。

今まで以上に効果的な情報収集を行うためには、担当部局において、提供された情報がどのように活用されているのか確認・検証することが必要である。

また、現在、本市のシティセールスを推進するための庁内組織としては、相模原市シティセールス推進本部会議及び事務局会議が設置されているが、東京事務所長は現在その構成員となっておらず、東京事務所の役割も明確ではない。

今後は、東京に設置されているという立地上の優位性や、これまでに蓄積した人的ネットワークなどの資源を最大限活用し、東京事務所の機能を発揮することによって、本市の魅力が発信できるようシティセールス事業における役割を十分に果たされたい。

イ 消防局及び消防署

消防法の規定に基づく査察(立入検査、違反処理及び火災予防のために必要な措置)に関する事務

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>立入検査の結果、指導を行った事項について、回答書の提出状況を調査したところ、回答書が未提出となっている事例が多数見られた。 【各消防署査察指導課・警備課】</p>	<p>平成28年 8月 9日</p>

意見の概要
<p>市では、防火対象物について、相模原市火災予防査察規程等により、立入検査を適時、適切に実施し、防火対象物の立入検査や違反事項の是正促進に努めているが、確認された違反事項について、いかに早期に是正が図られるかが重要である。</p> <p>今回、違反事項に対する改善状況等に係る関係者からの回答書の未提出の事例や、是正が完了していない事例が多数見受けられた。関係者に是正意思が認められない場合で、防火管理者未選任、消防用設備等点検結果報告書未報告などの場合には、勧告書を交付し是正を求めているが、こうした事例においても未是正のまま長期間経過したものが見られた。</p> <p>違反事項の是正促進については、進行管理を適切に行うとともに様々な機会を活用し積極的に是正の促進を図られたい。特に、人命危険度が高い重大な違反とされている、自動火災報知設備、屋内消火栓やスプリンクラー設備の未設置については優先して早期是正を図られたい。</p>

ウ 下水道部

下水道使用料及び下水道事業に係る受益者負担金に関する事務

意見の概要
<p>今回の行政監査の結果、平成27年の行政監察後に市長から指示された改善事項の主なものについて、処置案に従い対応が図られていることが確認できた。こうした再発防止対策を一過性のものとすることなく、下水道部と関係部局が連携し、継続して実施することにより、今後とも事務処理の適正性が担保されることになると考える。</p> <p>公共下水道使用料や下水道事業受益者負担金の賦課徴収において、不適切な事務処理が行われた場合は、下水道事業の収入の根幹に係るとともに、負担の公平性の観点からも問題となる。今後とも、適正な賦課徴収事務の執行を継続して行い、下水道部、関係部局を挙げて市民の信頼を回復するよう努められたい。</p>

エ 保険高齢部

国民健康保険における給付に関する事務

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p data-bbox="236 389 794 423">< 第三者行為に係る求償事務について ></p> <p data-bbox="236 450 1038 712">国民健康保険における保険給付の対象となる傷病について、その発生が第三者行為による場合の損害賠償に係る求償事務において、国民健康保険法施行規則に基づく被害届の提出状況を調査したところ、提出に至っていない事例が多数見られた。</p> <p data-bbox="778 680 1038 714">【国民健康保険課】</p>	平成29年 3月 6日

意見の概要
<p data-bbox="236 837 1410 987">未納者に対する督促状等の発付や保険者間調整を強化することなどにより、収入率の向上に取り組むとともに新たな収入未済の発生防止に努められたい。また、不納欠損処分には当たっては、適正に行うとともにより慎重を期されたい。</p> <p data-bbox="236 1014 1410 1391">第三者行為の求償については、今回調査を行った結果、被害について把握したものの被害届が提出されていない事例が多数見られた。市は保険給付を行った後、被保険者から被害届の提出を受けて初めて損害保険会社等への損害賠償請求が可能となるものであり、求償権を行使できない状態が長期間継続することは、求償漏れとなる可能性が生じることとなる。第三者に対する損害賠償請求権は民法の規定により3年間行使しないときは時効により消滅するため、債権の速やかな保全及び適切な管理が求められる。</p> <p data-bbox="236 1417 1410 1509">引き続き求償事案を適切に把握するなどの取組を行うとともに、被害届が確実に提出されるよう、求償事務の進行管理を適切に行われたい。</p> <p data-bbox="236 1536 1410 1684">市民や被保険者等に対して制度の理解が得られるよう、周知や広報を工夫するとともに、進行管理の強化や情報の共有化などを行うことにより、返還金債権、損害賠償請求権の把握、管理を適切に実施されたい。</p>

オ 中央区役所

窓口業務における現金管理について

意見の概要
<p data-bbox="236 1928 1401 2018">現金出納員は公金の出納事務をつかさどる重要な職責を担っている。今後も、現金取扱事務が安全かつ透明性のあるものとなっているかを常に意識し、その職責を</p>

果たされたい。また、各所属の現金取扱員に対しても、公金管理の重要性について意識啓発に努め、亡失等の事故を生じさせないように指導することにより、適正な公金管理を徹底されたい。

会計課では今後とも、現金出納員に対して適切に指導を行われたい。なお、現金出納員事務の手引きについては、それぞれの職場の実態に即したきめ細かな内容となるよう検討されたい。

カ 資源循環部

事業系ごみの減量化等への取組について

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>多量排出事業者を指導するための指導支援・管理システムでは、多量排出事業者に該当することとなった年度が不明のため、減量化等計画書が未提出となっている期間が特定できない事業者が多数見られた。</p> <p>事業系ごみの減量化、資源化の啓発に向けた事業者への周知・啓発のため適正処理ガイドラインを作成しているが、多量排出事業者には配付されていない。</p> <p style="text-align: right;">【廃棄物指導課】</p>	<p>平成29年 5月29日</p>

意見の概要

条例に基づき多量排出事業者に提出が義務付けられている減量化等計画書について、未提出となっている事例が多数見られた。未提出事業者に対する指導を適切に実施することにより、減量化等計画書の提出率の向上に努められたい。

また、多量排出事業者の不適正行為に関し対策書や改善計画書の提出等を規定した「事業系一般廃棄物に係る排出事業者等への指導等に関する要綱」は公表されていない。今後は、市ホームページ等で公表することにより周知・啓発を図るとともに、減量化等計画書等が長期間未提出となっている事業者に対しては、同要綱等に基づく行政指導を適切に実施されたい。

キ 企画部

「相模原市外郭団体に係る改革プラン」の取組について

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>< 委託業務の再委託に係る事前承諾等について ></p> <p>(ア) 商業観光課の「キャンプ場管理運営業務委託」及びスポーツ課の「平成28年度各種体育大会等実施事業委託」における契約書約款の再委託に関する規定において、書面による事前承諾を行う旨が定められておらず、市の承諾を得ないまま再委託が行われていた。</p> <p style="text-align: right;">【商業観光課・スポーツ課】</p>	平成29年 4月27日
<p>(イ) 産業政策課の「海外成長市場獲得支援事業委託」及び「相模原市トライアル発注認定製品展示会出展委託」における契約書約款の再委託の承諾に関する規定において、書面による旨が定められておらず、再委託に関する決裁処理はなされていたものの、書面による承諾を行っていなかった。</p> <p style="text-align: right;">【産業政策課】</p>	

意見の概要
<p>改革プランにおいて、平成23年度から平成25年度までの重点取組期間に取り組むこととされていた「市から外郭団体に委託する事業の見直し」について調査したところ、市が外郭団体に委託した業務の多くが第三者に再委託されている事例が散見された。今後、外郭団体への業務委託に当たっては、改革プランを踏まえ、再委託率及び人件費率が高い業務については、再委託業者への業務の直接発注に努められたい。</p> <p>今後とも、団体所管課は外郭団体に係る改革の進行管理を適切に行われたい。また、経営監理課は、全市的な観点から外郭団体に対する指導、支援に係る調整において指導的役割を果たされたい。</p>

行政監査（独立監査実施方式）

行政監査の実施方針及び実施手続を次のように定め、監査を実施しました。

1 実施方針

行政監査は、市の事務の執行が経済的、効率的及び有効的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

(1) 行政監査は、独自にテーマを定め、「独立監査実施方式」として実施するとともに、定期監査の際に併せて監査を実施する。

(2) 監査テーマは次の事項を考慮し設定する。

ア 現時点でその項目を選定することに意義がある事項

イ 監査テーマに係る事務事業が、将来にわたって継続し、その改善が期待される事項

ウ 定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項及び定期監査等で問題提起した事項

エ 調査研究する必要があると認める事項

2 実施手続

定期監査に準ずる。ただし、監査テーマが複数の部局に及ぶときは、主たる所管局部長を窓口として定め、実施手続を進めるものとする。

3 平成28年行政監査テーマ及び監査実施日

	テーマ	監査実施日
(1)	平成27年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について	平成28年10月20日
(2)	地域防災計画における応急対策について ～風水害等対策を主として～	平成29年 2月20日

4 行政監査の結果

検討すべき事項等の件数は、次のとおりです。

	テーマ	検討すべき事項	意見
(1)	平成27年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について	2	2

(2)	地域防災計画における応急対策について ～風水害等対策を主として～	2	5
-------	-------------------------------------	---	---

(1) 平成 2 7 年度に実施した定期監査等の結果に基づき措置が講じられた事項の取組状況について

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>全庁的な事務処理ミス防止対策を推進しているコンプライアンス推進課では、事務執行上のリスクを把握し適切なリスク管理を行うため平成 2 8 年 7 月に事務点検を実施した。</p> <p>しかしながら、点検結果の状況について確認したところ、一斉事務点検において、点検結果の検証を行うために必要な「契約事務に関する点検実施方法」及び「団体経理事務に関する点検の実施の有無」について、各課が作成した「一斉事務点検報告書」には記載されているものの、各局区から提出を求めた「一斉事務点検報告書(取りまとめ)」では欠落した様式となっていた。</p> <p>また、個別事務点検については各課が実施した結果の報告は求めておらず、実施の有無について把握されていなかった。</p> <p>さらに、「相模原市コンプライアンス推進体制(局区等における取組の手引き)」に記載されている、事務点検シートに基づくコンプライアンス推進課によるヒアリングは実施されていなかった。</p> <p>こうしたことは、今回の事務点検において、全庁的な事務処理ミス防止対策を統括すべきコンプライアンス推進課としての機能面における役割が十分に果たされているとは言い難い。 【コンプライアンス推進課】</p>	平成 2 9 年 1 月 3 0 日
<p>市民税課の基幹連携システム保守委託について確認したところ、特定個人情報の取扱いを含む一部の業務が第三者に再委託されることから、「相模原市個人情報取扱事務</p>	平成 2 8 年 1 2 月 2 日

委託基準」に基づき、あらかじめ「個人情報保護等の取扱いに係る再委託許諾申請書」により、再委託先において講じられる特定個人情報の取扱いに係る安全管理措置等を確認し許諾することが必要であるにもかかわらず、誤って特定個人情報を含まない個人情報に係る業務を再委託する場合の「個人情報保護等の取扱いに係る再委託承認申請書」を提出するよう契約相手方に指示し、これを承認していた。

【市民税課】

意見の概要

ア 内部統制の適切な運用について

市においては、平成28年1月に全庁的な組織として副市長等によるコンプライアンス推進会議や各局の庶務担当課長等によるコンプライアンス推進会議幹事会が設置され、同年4月に外部の有識者を構成員とするコンプライアンス推進委員会が設置されるなどコンプライアンス(内部統制)推進体制の整備が図られた。

コンプライアンス推進課は、事務処理ミスの防止に向けた全庁的な取組を行っているが、その結果等で得られた防止対策のノウハウについて、局区等が実施する職場研修の機会を捉え、わかり易く教示していくことにより、局区等における事務処理ミス防止の取組が一層推進されると考える。また、コンプライアンス推進委員会による監査指摘事項等の検証や、コンプライアンス推進会議による監査指摘事項等への対応を実施することにより、同様の不適切な事務処理が全庁的に見られるような事態を防止できることが期待される。

今後とも、内部統制を適切に運用するとともに、監査委員監査の指摘事項等に対する検証を積極的に行うことなどにより不適切な事務処理の未然防止に努められたい。

イ 特定個人情報の取扱いについて

特定個人情報の取扱いに関しては、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」により、地方公共団体は「特定個人情報の取扱いの適正を確保するために必要な措置」を講ずるものとされ、さらに、「個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置」が義務付けられている。

また、国の特定個人情報保護委員会により特定個人情報の適正な取扱いについての具体的な指針として「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等・地方公共団体等編)」が策定された。

これらのことを踏まえて、市においては個人情報保護条例の改正や特定個人情報等の取扱いに関する基本方針の策定などが行われ、委託契約については、委託基準に特定個人情報を含む事務を再委託する場合の許諾に関する基準等を追加する改正が行われた。

特定個人情報の取扱いの適正を確保するため、市は事務取扱担当者の教育などの人的安全管理措置をはじめとする様々な安全管理措置を講ずる義務がある。

今後は、番号法をはじめとする特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等を遵守し、特定個人情報等を取り扱う全ての事務において適切な事務が執行されるよう全庁的な取組を徹底されたい。

(2) 地域防災計画における応急対策について～風水害等対策を主として～

検討すべき事項の概要	措置公表日
<p>ア 通信取扱責任者等に対する研修について</p> <p>相模原市防災行政用無線局管理運用規程では、各無線局に通信取扱責任者及び通信取扱者を置くこととされており、総括管理者(危機管理局長)は通信取扱責任者、通信取扱者等に対して、毎年1回以上、電波法や無線設備の取扱方法等について研修を行うこととされている。</p> <p>しかしながら、通信取扱責任者について把握しておらず、電波法や無線設備の取扱方法等の研修は実施されていなかった。 【緊急対策課】</p>	<p>平成29年8月 9日</p>
<p>イ 施設修繕料に係る契約事務について</p> <p>非常用発電設備に係る施設修繕料について調査したところ、平成28年3月にバッテリーの交換を行った8か所について、同一の相手方に同額の随意契約として2か所ずつ4件の修繕を発注し、それぞれの請求日及び支払日も同一となっている事例が見られた。これらは、相模原市契約規則第27条第2項に規定されている「予定価</p>	<p>平成29年3月29日</p>

格が30万円以下のとき」に該当することを根拠として、1者との随意契約を行っていたが、一括して発注していれば予定価格が100万円を超えることから、本来は指名競争入札に付すべき案件であった。

随意契約は、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに該当する場合に限り認められる例外的な契約方法であり、特に、業者の選定に当たり競争によらない1者随意契約とする判断は、主観的又は恣意的であってはならず、経済性及び公正性の観点から、より慎重に行わなければならない。今後は、契約事務の執行に当たり、市民への説明責任を果たせるよう透明性を確保するとともに、安易に1者随意契約とすることなく、入札等ができる余地はないか慎重に検討し、適正に事務を執行されたい。

【危機管理課】

意見の概要

ア 避難所・救護所担当職員の選任等について

現在、避難所・救護所担当職員は自宅の所在地を基準に選任されているため、勤務時間中に発生した災害では、参集に時間を要することが想定され、避難所・救護所に指定されている小・中学校が対応することも必要となる。

今後は、小・中学校の役割について明確化を図るとともに、避難所・救護所担当職員の選任の在り方について改めて検討されたい。

イ 防災に関する規程類の周知及び啓発について

今回の行政監査に係る職員意識調査の結果、「災害発生時等における職員の初動要領」についての認知度が低いことが分かった。災害が発生した場合には、職員は自らが担う役割を認識した上で主体的に災害対応を行わなければならないことから、防災に関する様々な規程類の周知及び啓発に努められたい。

ウ 防災備蓄倉庫の備蓄資機材の管理について

各避難所倉庫にあった備蓄資機材の一覧表は実際の備蓄内容を示すものではなく、また、旧津久井4町が整備した備蓄資機材についての把握も十分に行われていなかったこと等から、今後は、備蓄資機材に係る把握及び管理を適切に行うと

ともに、「自助・共助・公助」それぞれの視点を踏まえつつ、地域と協力して避難所倉庫の現状把握に努めるなど、備蓄資機材の管理についての仕組みを改めて検討されたい。

エ 避難所の非常用発電設備に係るバッテリー交換について

避難所等に設置されている非常用発電設備の作動状況については、年1回の保守点検のほか自動保守運転による動作確認も行っているが、メーカーが定めたバッテリーの交換推奨時期を過ぎているものが散見されたため、災害時に非常用発電設備が確実に作動するためにも、計画的かつ適正な維持管理に努められたい。

オ 職員参集システムの登録に関する意識向上について

動員指令の伝達を一斉に行うための職員参集システムについて、避難所の責任者を含む多数の職員が登録していない状況が見られたことから、今後とも様々な機会を捉えてシステムへの登録を推進されたい。

また、職員一人一人が防災に対する高い意識を持つよう、より一層職員の意識の向上に取り組まれたい。

工事監査

工事監査の実施方針及び実施手続を次のように定め、監査を実施しました。

1 実施方針

工事監査は、市の財務事務の執行に係る工事について、当該工事の設計、積算、契約及び施工が適正に行われているか、また、効率的に執行されているかを主眼として実施する。

(1) 監査の対象工事は、原則として契約金額3億円以上の工事とする。

(2) 工事監査の対象とする工事については、契約金額、工法、設計変更、低価格入札及び出来高等の状況を勘案し抽出する。

2 実施手続

定期監査に準ずる。

なお、設計及び施工技術についての調査は、技術士の資格を有する者を擁する団体に委託し実施する。

3 平成28年度の監査対象工事、対象課及び監査実施日

	対象工事	対象課	監査実施日
第1回	公共下水道相南地区雨水幹線整備工事(2工区)	下水道整備課、 契約課、技術監理課	平成28年11月9日
第2回	(仮称)横山公園多目的フィールド整備工事 (その1)	公園課、スポーツ課、 契約課、技術監理課	平成29年2月9日

4 工事監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりです。

区分	第1回	第2回
指摘事項	0件	0件
注意事項	2件	2件
意見	1件	3件
計	3件	5件

(1) 注意事項

ア 第1回

概 要
<p>(ア) 事前調査の徹底について</p> <p>既設マンホールの構造を事前に把握していれば設計変更を防止できたと推測される事例や、工事に支障となる雨水浸透柵の占用位置、構造等の事前調査を実施していれば設計変更を防止できたと推測される事例があった。</p> <p style="text-align: right;">【下水道整備課】</p>
<p>(イ) 建設業の許可票の適正な表示について</p> <p>建設業者が建設業法に基づき工事現場に掲示している建設業の許可票の標識において、建設業の許可の更新はされていたものの、業者2者についての標識が更新後の許可年月日に変更されていなかった。</p> <p style="text-align: right;">【下水道整備課】</p>

イ 第2回

概 要
<p>(ア) 設計変更の防止について</p> <p>本工事において、3回の設計変更が行われた。体育器具庫前の冠水対策としての雨水排水の切り回し等の工事や、多目的フィールドの周囲にある樹木の伐採及び剪定工事、さらに、多目的フィールド内の雨水を速やかに排水するための改良工事である。冠水の原因や構造物とその周辺の樹木との位置関係及び滞水が発生する可能性等について考慮した上で当初設計を行っていれば、これらの追加工事を行うための設計変更を避けられたと思われる事例があった。</p> <p style="text-align: right;">【公園課】</p>
<p>(イ) 工事関係書類の適正な作成について</p> <p>本工事に携わる下請事業者の名称や施工の分担関係等を明確にするため、受注者が市に提出した施工体制台帳及び施工体系図に記載誤りが多数見られた。</p> <p style="text-align: right;">【公園課】</p>

(2) 意見

ア 第1回

概 要
工事の施工に当たっては、今後も適切な工程管理を実施するとともに、安全管理に十分注意を払い、隣接する東林まちづくりセンター、東林公民館及び東林小学校を利用する市民や児童の安全にも十分に配慮されたい。

イ 第2回

概 要
(ア) 工程管理について 防球ネット建柱工事の着手が、施工計画書における計画工程表よりも10日間遅れていた。 工程管理は、定められた工期内において工程の計画と実施の管理をするもので、施工管理のなかでも重要な項目であり、今後の工事の施工に当たっては、計画工程表に基づき適切な工事の進行管理を図られたい。
(イ) 悪天候時における安全対策及び安全管理への配慮について 工事の作業実施に当たっては、気象現況や天気予報を常に確認しながら行われているが、受注者から提出された施工計画書には、異常気象時の作業中止基準として悪天候の条件(「10分間の平均風速が10m/s以上」「1回の降雨量が50mm以上」など)が記載されていた。今後は、施工計画書に記載される安全管理に関する事項について、その記載すべき内容の検討を図り、引き続き安全対策を徹底されたい。 また、工事現場は広く市民の憩いの場となる都市公園内であり、今後も工事の施工に当たっては、公園を利用する市民の安全にも十分に配慮されたい。
(ウ) 技術職員の人材育成について 近年、経験豊富な技術職員の大量退職と、それに伴う若手職員の増加が続いていることなどにより、技術力の維持、継承が課題となっている。技術職員に必要なとされる専門的知識や技術力は、経験により蓄積されるものである。職員の年齢構成の変化に影響を受けることのないよう、経験豊富な職員が有する専門的知識や技術力を継承することなどにより、技術職員の人材育成と技術力向上に取り組まれたい。

財政援助団体等監査

財政援助団体等監査の実施方針及び実施手続を次のように定め、監査を実施しました。

1 実施方針

財政援助を行っている団体、出資団体、債務保証団体、信託の受託者及び公の施設の指定管理者に対する監査は、当該財政援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、次のとおり実施する。

- (1) 市が出資している団体に対しては、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、団体の事業の執行及び出納その他の事務について監査を実施する。監査対象団体は、市が資本金等の4分の1以上出資している団体から抽出する。
- (2) 財政援助を受けている団体に対しては、市が補助金等を500万円以上支出している団体から監査対象団体を抽出し、財政援助を行った事業の執行及び補助金等の出納その他の事務について、補助金の成果についての評価が十分に行われているか等の調査により、監査を実施する。
- (3) 公の施設の指定管理者に対しては、当該施設の設置目的を達成するために効果的な管理が行われているかについて、経営成績及び財政状態等を踏まえつつ、管理に係る事務の執行及び管理に係る収支会計経理の事務について監査を実施する。

2 実施手続

定期監査に準ずる。

なお、当該団体を所管する部局の財務に関する事務について、併せて監査の対象とする。

また、準備調査の実施に当たっては、公認会計士の専門的知見を活用する。

3 平成28年度監査対象団体、市の所管課、監査実施日等

(1) 監査対象団体

公益財団法人相模原市産業振興財団(以下「産業振興財団」という。)が行った相模原市からの出資、財政援助及び指定管理業務に係る出納その他の事務

(2) 市の所管課

産業政策課が行った産業振興財団に対する出資に係る指導に関する事務、財政援助に係る財務に関する事務及び指定管理者に対する財務に関する事務

(3) 監査対象とした指定管理者制度導入施設

相模原市立産業会館

(4) 監査実施日

平成29年 3月 3日

4 財政援助団体等監査の結果

指摘事項等の件数は、次のとおりです。

区分	監査対象団体	市の所管課
指摘事項	0件	0件
注意事項	4件	3件
意見	0件	1件
計	4件	4件

(1) 監査対象団体に対する注意事項

概要
<p>ア 現金管理における規程等の整備について</p> <p>会計処理規程では手持現金は5万円を限度とする旨が規定されているが、会計処理規程に会計帳簿として規定されている「現金出納帳」とは別に、「預り金簿」に記載することにより、5万円を超えて手持現金を保有している状況が散見された。</p>
<p>イ 出納事務に係る専決について</p> <p>(ア) 平成28年度相模原市産業振興財団運営費補助金(2回目)ほか1件に係る振替調書について、事務局規程では1,000万円を超える振替調書は専決事項とされていないにもかかわらず、事務局長及び事務局次長が最終決裁者となっていた。</p> <p>(イ) 事務所家賃ほか1件の支出予算執行伺及び平成28年度産業会館指定管理料(第2回)ほか1件に係る振替調書について、事務局規程では500万円を超え1,000万円以下の支出予算執行伺及び振替調書は常務理事の専決事項とされているにもかかわらず、当該支出予算執行伺は事務局長が、振替調書は事務局次長が最終決裁者となっていた。</p>

ウ 給与支給事務について

職員の時間外勤務手当の算定において、月の合計に1時間未満の端数が生じた場合、1時間に対するその端数の割合を基に算定していた。また、産業会館に勤務する臨時職員の労働報酬の算定においても同様であった。

しかしながら、職員給与規程及び相模原市立産業会館の管理に関する協定書では、時間外勤務時間及び作業に従事した時間の算定における1時間未満の端数の処理について、30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる旨が規定されており、本来必要な規定等の見直しが行われぬまま給与支給事務の算定方法が変更されていた。

エ 市への提出書類について

(ア)平成27年度相模原市産業振興財団運営費補助金の精算書において、本来「給料手当」に計上すべき金額を、誤って補助対象科目ではない「雑費」に記載していた。

(イ)産業会館の指定管理業務に関する平成27年度の年間事業計画書及び事業報告書において、指定管理業務として実施している業務のほか、市からの受託事業及び補助金の対象事業を併せて記載していた。

(2) 産業政策課に対する注意事項

概 要	
ア 補助金の精算事務について	平成27年度相模原市産業振興財団運営費補助金の精算事務において、産業振興財団から、本来「給料手当」に計上すべき金額を誤って補助対象科目ではない「雑費」に計上した精算書の提出を受け、これに基づき精算を行っていた。
イ 指定管理業務に係る事業計画及び事業報告について	産業振興財団から提出された、産業会館の指定管理業務に関する平成27年度の年間事業計画書及び事業報告書において、指定管理業務のほか、市からの委託事業及び補助金の対象事業が誤って記載されていたが、そのまま承認していた。
ウ 備品の管理について	産業会館における備品について、一覧表による管理はされていたものの、相模原市物品規則に定められている、備品管理カードの整備及び備品整理票の貼付等が確認できないものが散見された。

(3) 意見

概 要

平成27年度相模原市産業振興財団運営費補助金について調査したところ、補助事業実績調書の事業担当課評価欄に、「(前略)経営課題の解決に向けた企業支援を行うことで、地域産業の振興につながっている」と記載されていたが、どのように評価したかの具体的理由について記載されていなかった。

補助事業実績調書は、行政自らが第三者的な視点で補助金の評価・見直しを行った結果を市民に説明するものとなることから、評価の理由について、審査に当たって留意した事項等を踏まえ具体的に記述することが必要である。

今後、補助金の評価を行うに当たっては、補助事業実績調書に具体的理由を記載することにより、市民への説明責任を果たされたい。

平成28年度監査の結果から把握した不適切事例の主な要因

1 法令・条例等の規定の確認不足

<p>法令等の確認不足により 事務処理を誤ったもの</p>	<ul style="list-style-type: none">* 会計規則では、歳入を徴収しようとするときは、調定し、納入義務者に納入の通知をしなければならぬとされているが、あじさい大学受講者負担金の徴収に際し、一部の受講者に調定書を作成しないまま納入通知書を交付していた。* 防災行政用無線局管理運用規程に規定された通信取扱責任者を把握しておらず、当該通信取扱責任者等に対して年1回以上行うと規定されている研修も実施されていなかった。* 契約規則の規定に基づき契約書に記載することが必要とされている『監督及び検査』について契約書に規定されていなかった。* 会計規則で規定された、課長が指定する職員を前渡金管理者とする場合の会計課長の承認を受けていなかった。
-----------------------------------	---

2 検証事務の不足

<p>受注者等から提出を受けた請求書等について、内容の正確性や必要な要件を満たしているかどうかの確認事務が不足していたもの</p>	<ul style="list-style-type: none">* 給食サービス事業において、実施していない休日分を含めた誤った請求書に基づき支払を行っていた。* 仕様書に記載された検査項目の一部が実施されていないにもかかわらず、実施したとされる誤った請求書に基づき支払を行っていた。* 概算で支払った委託料の精算に当たり、根拠となる精算報告書に車両費、消耗品費、保険料について執行した内容の詳細が記載されていないにもかかわらず、概算で支払った金額と同額で精算を行っていた。* 特定個人情報の取扱業務を含む委託業務の再委託の承諾に当たって、誤って特定個人情報を含まない場合の再委託承認申請書の提出を受け、承認していた。
---	--

	* 受注者が市に提出した施工体制台帳及び施工体系図に記載誤りが多数あった。
--	---------------------------------------

3 財務会計事務・出納事務に係る内部統制不足

財務取扱職員や決裁ラインの各職員によるチェックが徹底されておらず、内部統制が不足していたもの	<ul style="list-style-type: none"> * 1者随契理由書における「契約の相手方を決定するまでの事前確認状況」欄において、不要なチェックが入っているなどの記載誤りがあった。 * 契約書約款において、「賃借人」と「賃貸人」を逆に記載するなどの誤りがあった。 * 契約書約款において、暴力団排除に係る発注者の解除権に関する条文中、引用した条項の番号が誤っていた。
--	---

4 競争性・公平性・透明性の確保についての認識不足

随意契約を行うに当たって、競争性・公平性・透明性に対する意識が不足していたもの	<ul style="list-style-type: none"> * 施設修繕において、一括して発注していれば予定価格が100万円を超え、指名競争入札に付すべき案件を、同一の相手方に同額の随意契約4件として執行していた。 * 1者随意契約で締結している公共施設の清掃や保守点検の業務委託契約について、仕様書に記載された全ての業務が第三者に再委託されていた。 * 過去の実績や業務に精通している等の理由のみで1者随意契約をしており、入札ができる余地はないかの検討が行われていなかった。
---	--

5 事務処理の遅延・失念

事務の進行管理が適切に行われなかったことで、必要な事務処理の遅れや処理漏れが生じていたもの	<ul style="list-style-type: none"> * 契約書約款では業務履行日の属する月の翌月10日までに業務報告書等を提出し市の検収を受けなければならないとされているが、業務報告書等の提出は適正に行われていたものの、検査・検収日が翌月10日を過ぎていた。 * 事業の実施体制を変更するに当たり、当該事業の根拠となる要綱を改正すべきであったにもかかわらず、要綱の改正を失念していた。
---	---

平成28年度監査の結果に基づく意見

1 契約事務の適正な執行について

これまでの監査において不適切な事務処理が全庁的に見られたため、委託料の契約に関する事務を平成26年度に定期監査の共通監査項目としたが、監査の結果、指摘事項又は注意事項となった不適切な事務処理は、平成26年度には17件あったが、平成27年度には10件、平成28年度には7件と減少した。

一方、平成28年度から定期監査に併せて実施した行政監査の結果においては、1者随意契約理由書の記載の不備や第三者に再委託する場合の事前承諾に係る手続の不備などの、契約事務に関するものを含めて14件の検討すべき事項が見られた。

定期監査において契約事務に関する指摘事項等が減少したことについては、平成28年7月に契約事務等に関する一斉事務点検等が行われるなど、市における内部統制の取組の効果と考えられるが、財産上の権利・義務や取引条件などについて双方の意思を確認する契約行為において、契約相手方の選定から合意内容を記録するための契約書の作成、履行確認までの一連の事務は非常に重要である。

今後とも、職員一人一人が契約規則、会計規則等の関係法令のほか、「契約事務の手引き」「随意契約適正執行のための指針(随意契約ガイドライン)」等の内容に留意し、適正に契約事務を執行されたい。

2 内部統制の適切な運用について

平成28年度監査の結果における不適切事例について、その主な要因を整理すると『法令・条例等の規定の確認不足』、『検証事務の不足』、『財務会計事務・出納事務に係る内部統制不足』、『競争性・公平性・透明性の確保についての認識不足』、『事務処理の遅延・失念』の5つの要因にまとめることができる。

各課・機関において、法的根拠等を確認するための根拠法令等自己点検シートの作成や、業務上のリスクを抽出し対策を講じるためのリスク対策シートの作成が行われているが、これらの取組と併せて上記の要因に係るリスクについても留意し、適正な事務執行に取り組まされたい。

本年6月に地方自治法等の一部を改正する法律(平成29年法律第54号)が公布され、監査制度の充実強化が図られるとともに、政令指定都市の長は財務に関する事務等の適正な管理及び執行を確保するための方針(内部統制の方針)を定め、毎年度評価することとされた。今後は、監査結果への対応も含め、内部統制の適切な運用に努められたい。

第3章 平成28年度検査の実施状況

例月現金出納検査

例月現金出納検査の実施方針及び実施手続を次のように定め、検査を実施しました。

1 実施方針

例月現金出納検査は、会計管理者及び企業出納員の保管する現金（歳計現金、歳入歳出外現金、一時借入金、基金に属する現金、預り金）の在高及び出納関係諸表等の計数の正確性を検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかどうかを主眼として実施する。

- （1）各月の収支計算の正否を検査する。
- （2）関係諸表等の計数の正否を検査する。
- （3）現金、預金残高の正否及び歳計現金管理の適否を検査する。
- （4）証書類は、適法なものかどうかを検査する。
- （5）収入及び支出書類の適否を検査する。

2 実施手続

検査は、次の手続により行う。

- （1）監査委員は、会計管理者及び市長に対して、検査の実施を通知する。
- （2）事務局において、準備調査を実施する。
- （3）事務局長は、監査委員に対して、準備調査の結果を報告する。
- （4）監査委員は、検査を実施し、検査の結果を講評する。
- （5）監査委員は、議長及び市長又は財産区議会議長及び財産区管理者としての市長に対して、検査の結果を報告する。

3 平成28年度実施の例月現金出納検査の結果

12回実施した各月の例月現金出納検査の結果、収支計数及び出納事務について、正確であることを確認しました。

第4章 平成28年度審査の実施状況

決算審査及び基金運用状況審査

決算審査及び基金運用状況審査の基本方針及び審査の方法を次のように定め、審査を実施しました。

1 一般会計、特別会計及び川尻・中沢財産区特別会計

(1) 基本方針

平成27年度相模原市並びに相模原市川尻財産区及び相模原市中沢財産区の決算に係る各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金の運用状況を示す書類の審査は、決算が関係法令に準拠して調製されているか、また、計数の正確性を検証するとともに、予算が適正かつ効率的に執行されているかどうかを主眼として実施する。

(2) 審査の方法

審査に当たっては、各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、定期監査及び例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された各会計歳入歳出決算書、同歳入歳出決算事項別明細書、同実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合し、計数は正確であると認められた。

各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合し、計数は正確であると認められた。

各会計の決算内容及び予算執行状況等については、おおむね適正であると認められた。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項及び定期監査等において意見を付した事項については、今後検討又は改善を要望する。

(4) 平成27年度決算審査における意見

ア 一般会計、特別会計

(はじめに)

平成27年度の当初予算編成は、税制改正の影響による企業収益の回復の遅れなどから、市税収入の増収が期待できない一方で、社会保障制度改革や高齢化の進行の影響などに伴う扶助費を中心とした義務的経費の増大が見込まれる中、平成27年4月に市議会議員選挙及び市長選挙が実施されることから経常的な経費や継続的な事業に係る経費などを中心に計上する「骨格予算」として編成が行われた。なお、6月には当初予算を骨格予算として編成したことに伴う政策的経費として、リニアまちづくり関連推進事業、相模総合補給廠共同使用区域のスポーツ・レクリエーションゾーン整備事業、相模原駅周辺まちづくり推進事業、金原・串川地区における新たな産業拠点の形成を推進するための相模原インターチェンジ周辺新拠点まちづくり事業などの補正予算が計上された。

景気動向については、平成27年4月の政府「月例経済報告」によれば、「景気は、企業部門に改善が見られるなど、緩やかな回復基調が続いている」とされ、「先行きについては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、原油価格下落の影響や各種施策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要がある」と報告されている。

こうした中、中期実施計画の着実な推進に努めるものとして、5つの基本目標「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」「市民とともに創る自立分権都市」と「防災・減災対策の推進」の合計6つを軸とした市政運営が進められた。

「誰もが安全でいきいきと暮らせる安心・福祉都市」としては、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う、教育・保育の質の向上や施設等の運営の支援が行われたほか、小児医療費助成事業の小学校6年生までの拡充、保育所待機児童対策の推進、第3期地域福祉計画に基づくコミュニティーソーシャルワーカーの配置等による地域福祉への支援、防犯灯の一斉LED化などの取組が行われた。

「学びあい 人と地域をはぐくむ教育・文化都市」としては、小学校における給食室の整備や小中学校のトイレの整備、中学校における空調設備の整備が行われたほか、相武台まちづくりセンター・公民館の移転整備工事や麻溝まちづくりセンター・公民館の移転整備に向けた用地取得、スポーツの振興としてホームタウンチームの

支援などの取組が行われた。

「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」としては、地球温暖化対策の推進として水素エネルギーの普及促進、生物多様性の保全として特設ホームページの作成やシンポジウムの開催、旧南清掃工場跡地の施設整備、また、企業誘致を促進するため産業集積促進条例に基づく成長産業等に焦点を当てた、より戦略的な企業誘致が行われた。

「活力にあふれ多様な交流が生まれる広域交流拠点都市」としては、リニア中央新幹線の駅設置を踏まえた橋本駅周辺の整備計画の検討、相模総合補給廠返還地を含めた相模原駅周辺の整備計画の検討、JR 横浜線の連続立体交差化に向けた取組、相模大野駅周辺地区の整備促進などが行われたほか、新たな都市づくりの拠点形成として、川尻大島界地区整備事業や当麻地区整備事業、麻溝台・新磯野地区整備事業の推進、小田急多摩線の延伸に向けた取組、市営南台団地の建設などが行われた。

「市民とともに創る自立分権都市」としては、市民ニーズや社会環境の変化への柔軟な対応を図るため、業務改革の推進として「基幹システム最適化実施計画」に基づく住民記録システム・保険年金システム等の各業務システムの再構築が行われたほか、自治会集会所の建設費等への助成などが行われた。

「防災・減災対策の推進」としては、防災意識の普及啓発など「自助」の促進として東日本大震災や各地の災害の教訓を新たに盛り込んだ防災ガイドブックの改訂が行われたほか、避難所等の充実強化として救援物資集積・配送センターの整備や市立小・中学校屋内運動場の改修、災害対策本部機能強化として消防指令センター災害対策室の大規模改修などが行われた。

なお、これら施策を継続的かつ効果的に推進するため、簡素で効率的な行政運営の追求や不断の改善への取組として、財源確保に向けたネーミングライツ制度の実施や広報紙の有料広告収入、債権回収対策の強化などが行われた。

(財政状況)

本市の財政状況を平成27年度の普通会計決算で概観すると、前年度と比較して歳入は2億5,678万円(0.1%)、歳出は3億9,609万円(0.2%)それぞれ減少している。

財政指標から捉えてみると、財政基盤の強弱を示す「財政力指数」については、指数が「1」以上であれば財政的にゆとりがある状態を示すとされており、地方交付税制度では、「1」以上の団体は、普通交付税の不交付団体となっている。本年度の財政力指数(単年度ベース)は前年度と比較すると0.006ポイント低下し、0.926と

なり、「1」を下回っている。

人件費、扶助費等の経常的経費に充当された経常一般財源の割合で、財政構造の弾力性を示す「経常収支比率」については、本年度は98.0%と前年度と比較すると0.1ポイント低下している。この比率が80%を超えると財政構造が弾力性を失いつつあるとされるが、近年では90%を超えて推移しており、依然として高い数値を示している。

今後様々な課題に柔軟に対応していくためにも、財政の硬直化は避けなければならない課題である。事業の優先順位を見極めて、より効果の高い事業にシフトしていくことや、収納率の向上など、あらゆる手法を用いて自主財源の更なる確保に向けた取組を積極的に進めることを要望する。

決算剰余又は欠損の状況を財政規模との比較で表した「実質収支比率」は、標準財政規模の3%から5%程度が望ましいとされているが、前年度と比較すると0.2ポイント上昇し5.1%となっている。

また、行政活動の多様化に対し、地方公社や第三セクターの状況を含めた地方公共団体の中長期的な財政運営の健全化を判断する財政健全化判断比率においては、実質赤字比率、連結実質赤字比率とも赤字額はなく、実質公債費比率は3.2%、将来負担比率37.9%と前年度を下回り早期健全化基準内の数値となっている。また、公営企業における資金不足比率においても資金不足額は無い。

現在の本市の財政状況は、将来の市債の償還財源である減債基金も適切に積み立てられており、中長期的な財政運営を示す指標等から判断すると健全財政を維持しているといえるものの、経常収支比率からすると依然として財政の硬直化を表している。一方で、現在の財政需要に見合った財源の確保が極めて厳しい状況は今後も続くことが見込まれている。今後とも、各種財政指標の動向等を注視しつつ、財政規律に配慮し、中長期的視点に立った健全な財政運営を継続するよう要望する。

（歳入・歳出）

一般会計と特別会計を合わせた総計決算では、歳入4,402億6,067万円、歳出4,295億7,553万円となり、前年度と比較すると、歳入では164億1,107万円(3.9%)、歳出では160億7,167万円(3.9%)と、それぞれ増加となっている。

一般会計の歳入では、平成26年4月からの消費税率引上げの影響が平年度化したことにより地方消費税交付金が50億192万円増加したほか、歳入の根幹をなす市税が前年度と比較すると1億7,191万円の増加となった。これは法人市民税が一部国税化の影響等を受け減少した反面、賃金のベースアップなどによる個人市民税の

増加や企業の市内進出、設備投資の増加による固定資産税の増加などによるものである。また、市税は市政運営に必要不可欠な自主財源であるため、その収入の確実な確保が求められるところであるが、本年度の調定額に対する収入額の率を示す収入率は本年度 96.0%で前年度と比較すると 0.6 ポイント上昇している。なお、歳入に占める市税の割合は前年度と比較すると 0.2 ポイント上昇したが、市税などを含めた自主財源の歳入に占める割合は 55.9%で、前年度と比較すると 0.8 ポイント低下している。

次に、収入未済額は 71 億 1,166 万円で、前年度と比較すると 10 億 4,372 万円の減少となっている。収入未済額の主なものは市税の 42 億 5,503 万円であるが、現年課税分未納者に対する「納付お知らせセンター」からのお知らせや早期督促とともに、休日・夜間の納税相談窓口の開設、電話や臨戸訪問による納付督促、財産差押等の滞納処分、公売等換価処分の強化などの収納対策に取り組んだことにより、前年度と比較すると 6 億 5,009 万円の減少となった。また、不納欠損額についても前年度と比較すると 6,273 万円減少の 4 億 5,304 万円となった。市税以外では、公立、私立を合わせた保育料の収入未済額が 1 億 9,919 万円で前年度と比較すると 1,064 万円増加したものの、不納欠損額は 938 万円で、前年度と比較すると 1,202 万円の減少となった。市民の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、債権の管理に関する条例に基づいた全庁的な収納対策の強化に取り組むとともに、納税しやすい環境づくりや納税意識の高揚を図るなど、あらゆる手段を講じて市税等の収納率の向上に取り組まれない。また、不納欠損処分に当たっては適正に行うとともに、より慎重を期すよう要望する。

市債については 214 億 7,830 万円で、前年度と比較すると 89 億 7,440 万円の減少となっている。歳入決算額に占める市債収入済額の割合は 8.3%で、前年度と比較すると 3.5 ポイント低下しており、市債の年度末現在高は 2,661 億 2,904 万円で、前年度と比較すると 26 億 2,321 万円の増加となっている。市債は後年度の財政運営に影響を与えるものであることから、今後とも適切な市債発行に努めるよう要望する。

歳出における性質別内訳では、義務的経費の構成比は 56.3%で前年度と比較すると 2.7 ポイント上昇しており、投資的経費は 8.6%で 2.7 ポイントの低下、その他経費は 35.1%で前年度との変更はなかった。義務的経費の内訳では、前年度と比較すると人件費は 1 億 5,099 万円、扶助費は 60 億 8,563 万円、公債費は 1 億 2,166 万円のそれぞれ増加となっている。

義務的経費の増大により、投資的経費の割合は年々減少傾向にあるが、行政需要に見合った投資的事業を行う際には、引き続き特定財源の確保を図られるよう要望する。

次に特別会計の、国民健康保険事業特別会計についてであるが、歳入の主なものである国民健康保険税は、176億1,728万円で前年度と比較すると7億1,217万円の減少となっている。収入未済額は88億7,072万円で前年度と比較すると10億3,815万円(10.5%)の減少となっており、収入率は63.0%で前年度と比較すると0.9ポイント上昇している。

平成27年5月に施行された「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法の一部を改正する法律」では国民健康保険制度の安定化を図るため平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等を図ることや、医療費適正化計画の見直しなどが定められている。保険税については、使われる医療費、国庫などの公費、市の財政的支援である法定外繰入金のほか、加入者の所得や保険税の徴収率などが影響する。今後とも国等の動向を注視しつつ、引き続き国民健康保険税の収入率向上に努めるなど安定的な財政運営や効率的な事業運営を図られたい。

(まとめ)

景気動向の先行きについては、平成28年7月の政府「月例経済報告」では「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される」とされているが、本市の財政見通しについては、景気の回復基調を背景とした市税収入等の増加要因はあるものの、少子高齢化の進行に伴う扶助費などの歳出増加額がそれを上回る傾向にあるとともに、消費税増税の延期の影響も懸念され、今後更に厳しい状況になるものと想定されている。特に歳出決算額の約4割を占める民生費は最近4年間の決算増減額で決算額が年平均50億円、一般財源では年平均24億円程度の増加を示している。

民生費決算額の推移 (単位 千円)

	決算額	財源内訳	
		特定財源	一般財源
平成24年度	95,849,196	46,832,282	49,016,914
平成25年度	97,908,044	46,772,977	51,135,067
平成26年度	105,661,613	51,862,540	53,799,073
平成27年度	111,049,163	54,680,131	56,369,032

また、平成28年4月発行の相模原市財政白書によると、市税全体に占める個人市民税と法人市民税の割合については、平成26年度の比較で政令指定都市平均の個人市民税33.1に対する法人市民税12.2と比較し、本市は個人市民税38.9に対し法人市民税6.9の割合であり、個人市民税の占める割合が他の政令市と比較し高く、法人市民税の占める割合が低い。首都圏南西部の広域交流拠点としてのポテンシャルを最大限に生かした法人市民税の増収が期待できるが、15歳から64歳までの生産年齢人口の伸びが期待できない中、急速に進展する少子高齢化や、人口急増期の昭和40年代から昭和50年代前半に整備した多くの公共施設の更新や修繕などの目前に迫る課題をも解決しつつ、都市経営を計画的に進める必要がある。

こうしたことから、歳入についてはより積極的な歳入の確保、歳出については不断の見直しを行うことによる、効果のより大きい事業へのシフトなどが必要であると考えられるが、これらの課題に対応するためにも効率的な組織の構築・運営と、職員一人ひとりの資質・能力の向上が求められるところである。

特に、職員の年齢構成から近年多くの職員が定年退職を迎えており、平成28年度にピークに達するものの、この状況はしばらく続く見込みとなっている。こうしたことから、行政サービスの質を低下させないため、また、不適切な事務処理を防ぐためにも、退職する職員が持つ専門的な知識・経験の継承や、職員採用に当たっては、相模原市人材育成基本方針に掲げる職員像「果敢に挑戦する職員」の観点から優秀な人材の確保、さらに若手職員に対する指導・育成にも積極的に取り組むことを要望する。

次に、平成27年度の定期監査では平成26年度に引き続き「委託料の契約に関する事務」について、「仕様書の作成から契約締結までに関する事務」を全課共通調査項目として、重点的に監査を行ったが、不適切な事務処理や前回の監査と同様の誤りが引き続き散見された。また、平成27年度は、職員の不適切な事務処理による不祥事が度々報道されたことから、10月に監査委員から市長に対し、「不適切な事務処理の防止に関する要望書」を提出し、「監査等の結果や意見への対応」及び「内部統制の構築に向けた方針、体制の整備」を要望したところである。

国の第31次地方制度調査会は平成28年3月に「人口減少社会に的確に対応する地方行政体制及びガバナンスのあり方に関する答申」を行い、その中で「事務を執行する主体である長自らが、行政サービスの提供等の事務上のリスクを評価及びコントロールし、事務の適正な執行を確保する体制(以下「内部統制体制」という。)を整備及び運用することが求められる」という基本的な認識が示された。一方、市

では平成28年4月にコンプライアンス推進委員会を設置するなど、コンプライアンス（内部統制）体制の強化を図ったところである。

財務会計事務を含めて事務処理ミスが発生すると、その対応に多大な経費が必要になるばかりでなく、市民生活への影響が懸念され、市政への信頼が低下するおそれがあることはいうまでもない。局区・部長は事業の進行管理を的確に行い、所属長は中心となって不適切な事務処理の改善、法令等の遵守の徹底に率先して取り組む必要がある。また、担当課長等や担当者はそれぞれの業務が法令等に基づき適正に執行されているか適時確認することなどを通じ、引き続き組織を挙げて不適切な事務処理の防止に向けて取り組むよう要望する。

最後に、現在地方財政を取り巻く環境は大きな変化に直面している。複雑かつ多様な市民ニーズに応え、市民福祉の向上を図るためには、財政の健全性を維持しなければならない。そのためには、職員一人ひとりが本市の財政状況を把握し、その厳しさを認識した上で業務の遂行に取り組む必要がある。今後とも、財政状況の的確な分析などを通じて、財政運営の健全性の確保に鋭意取り組まれない。

イ 川尻財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

豊かな自然は、暮らしの中にやすらぎと潤いをもたらすものであり、財産区財産は、この一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、財産区財政の健全な運営に引き続き努められるよう要望するものである。

ウ 中沢財産区特別会計

相模原市基本構想では、基本目標の1つに「やすらぎと潤いがあふれる環境共生都市」を掲げているところである。

豊かな自然は、暮らしの中にやすらぎと潤いをもたらすものであり、財産区財産は、この一翼を担うものである。

こうしたことから、財産区においては公益的役割を踏まえつつ、財産区財政の健全な運営に引き続き努められるよう要望するものである。

2 下水道事業会計

(1) 基本方針

地方公営企業法第3条に規定する企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として実施する。

(2) 審査の方法

審査に当たっては、地方公営企業法第3条に規定する企業の経営の基本原則を踏まえ、下水道事業会計の決算書類及び決算附属書類が関係法令に準拠して調製されているか、計数に誤りはないかを検証するとともに、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続により実施した。

また、例月現金出納検査を参考にして審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された相模原市下水道事業会計決算書及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、記載金額等の計数は関係諸帳簿等と符合し、予算の執行状況、経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査の意見については、次のとおりである。

なお、本決算審査意見書において意見を付した事項については、今後検討又は改善を要望する。

(4) 審査の意見

(はじめに)

本市の下水道事業は、将来にわたり下水道経営を持続していくための基本的な方向性を示す「相模原市下水道ビジョン」や「相模川流域下水道計画」を上位計画とした「相模原市下水道基本計画」を基本として、平成26年3月に策定された施設の長寿命化や改築・修繕費等の平準化、地震対策が示された「相模原市下水道施設維持管理計画」や「相模原市下水道施設地震対策事業計画」、同年12月に策定された都市化の進展に伴う流出量の増加と保水機能の低下に起因する新たな浸水被害の解消への取組が示された「相模原市緊急雨水対策事業実施計画」などに基づいた事業が進められている。

一方で、汚水処理を所管する国土交通省、農林水産省、環境省は3省統一で平成26年1月に、10年程度を目途に汚水処理の「概成」(地域のニーズや周辺環境へ

の影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること)を目指すための検討手順や内容などを盛り込んだ都道府県構想策定マニュアルを作成した。また、総務省は平成26年8月に施設等の老朽化や人口減少に伴う料金収入の減少など公営企業をめぐる経営環境の厳しさを指摘しつつ、中長期的な視野に基づく計画的な経営や経営健全化等を行うことが必要であるとし、中長期的な経営計画である「経営戦略」の策定を通じ、経営基盤の強化などに取り組む必要がある旨通知されている。そして、平成27年12月の経済財政諮問会議で決定された「経済・財政再生計画改革工程表」において、「経営戦略」の策定率を平成32年度までに100%とすることが明記されるなど、本市の下水道事業をめぐる環境は近年めまぐるしく変化している。

こうした中、平成27年度の下水道事業は、公共下水道事業は地震対策としての下水道管内の点検や調査、市街化区域における合流式で整備した下水道についての分流化事業、市街化調整区域や用途地域の指定のない無指定区域分の污水管整備事業が行われたほか、雨水の浸水対策事業やポンプ場の耐震補強工事などが行われた。また、農業集落排水事業としては排水処理場の施設機械の更新事業が行われ、市設置高度処理型浄化槽事業としては高度処理型浄化槽設置事業が行われた。

なお、このほかに公共下水道使用料の賦課漏れ等に要する対応も行われた。

平成27年度末の公共下水道事業の処理区域面積は7,563ha、前年度末に比べ33ha増加し、処理区域人口は691,502人、前年度末に比べ4,110人増加し、処理区域人口普及率は96.5%で、前年度末に比べ0.3ポイント上昇している。また、水洗化人口は682,687人で、前年度末に比べ3,031人増加したものの、水洗化率は98.7%で、前年度末に比べ0.2ポイント低下している。また、市設置高度処理型浄化槽は、前年度末に比べ101基増加し、723基が設置されており、引き続き水源地域における水質環境の保全に重要な役割を担うものとなっている。

(予算執行状況)

平成27年度の下水道事業全体における予算の執行状況を見ると、収益的収入は予算額161億9,229万円に対して、決算額は160億411万円(収入率98.8%)、収益的支出は予算額159億688万円に対して、決算額は155億9,763万円(執行率98.1%)となっている。

また、建設改良費の予算額60億5,160万円のうち、主に国の防災安全交付金増額に伴う3月補正予算を設定したことに伴う、19億9,041万円を翌年度に繰り越したことにより、資本的収入は予算額90億5,513万円に対して、決算額は64億2,770

万円(収入率 71.0%)、資本的支出は予算額 132 億 6,484 万円に対して、決算額は 105 億 7,440 万円(執行率 79.7%)となっている。

公営企業である下水道事業は、中・長期にわたり安定的かつ継続的な経営が求められている。そのためには、計画的かつ効率的に事業運営が行えるよう、中・長期計画に基づく年度計画としての予算を編成し、適切に執行されたい。

(経営成績)

経営成績については、下水道事業全体での営業損益を見ると営業収益は 102 億 2,342 万円、営業費用は 125 億 4,864 万円で、23 億 2,522 万円の営業損失となっている。また、主たる営業活動に伴って支出される減価償却費、職員給与費、維持管理費等の営業費用を、下水道使用料等の営業収益でどの程度賄っているかを示す営業収益対営業費用比率は 81.5%(前年度比 1.6 ポイント)で、あった。一方で、主たる営業活動以外の原因から生ずる営業外損益は一般会計繰入金等を収益化した長期前受金戻入の 44 億 6,171 万円により 23 億 1,200 万円の利益となっている。その結果、経常的に発生する収益とそれに要する費用を比較した経常損益においては、1,321 万円の経常損失となっており、全体の経常収益と経常費用を対比した経常収支比率は 99.9%(前年度比 +0.9 ポイント)となっている。

しかしながら、過去に発生した減価償却費に対する長期前受金を収益化したことによる過年度長期前受金戻入 2 億 9,736 万円や下水道使用料未賦課分等を賦課したことによる過年度損益修正益 5,833 万円を特別利益として計上したこと、及び下水道使用料誤賦課分の返還金としての過年度損益修正損 5,042 万円を特別損失として計上したことから、当年度純利益は 2 億 9,205 万円となっている。

公営企業の固定資産と建設改良費に充てるために交付された補助金等については、本市が早期適用した平成 25 年度の新会計基準では、固定資産の取得価格の金額を減価償却の対象とし、補助金等は長期前受金として一旦負債の部に計上し、減価償却に対応する形で営業外利益の長期前受金戻入として順次収益化している。また、企業債償還に充てる一般会計繰入金についても、長期前受金として負債の部に計上し、減価償却見合いで順次収益化することになっているが、本市の場合、平成 27 年度は元金償還のための一般会計繰入金に対応する減価償却費を上回ったため、超過した一般会計繰入金の金額を営業外収益の長期前受金戻入として収益化できない状態である。そこで、過去に収益化できなかった減価償却見合い分を遡及して収益化し、過年度長期前受金戻入として特別利益に計上している。なお、この傾向は今後とも続くことが見込まれている。

全体の総収益と総費用を対比した総収益対総費用比率は、101.9% (前年度 + 1.5ポイント) となっている。経営の収益性を示す指標は、その率が高いほど収益性が良好であるとされている。今後とも、収益性に考慮した経営に取り組みられるよう要望する。

(財政状態)

平成27年度における下水道事業会計全体の資産総額は2,577億8,691万円で、前年度末に比べ48億7,362万円(1.9%)減少している。

資金調達源を示す負債、資本のうち負債の総額は1,582億428万円であり、固定負債が企業債償還を主因に48億1,633万円減少したことなどから前年度末に比べ52億400万円(3.2%)減少している。また、資本は995億8,263万円であり、利益剰余金が当年度純利益により2億9,205万円増加したことなどから前年度末に比べ3億3,037万円増加している。

使用料の収入状況を見ると、未収金は17億5,401万円で下水道使用料の増加に伴い前年度に比べ3,557万円増加し、不納欠損額は851万円で前年度に比べ63万円の減少となっている。

事業運営に当たり、使用料は収入の根幹をなすものであり、受益者負担の原則や公平性の観点からも、未賦課、誤賦課が生じないように適切に賦課徴収事務を行うとともに、滞納未収金の削減に向けて積極的に取り組まれない。また、不納欠損処分には当たっては適正に行うとともに、より慎重を期すよう要望する。

企業債については、前年度に比べ発行額が減少し、償還額が前年度より増加している。平成27年度末の企業債未償還残高は、931億8,736万円と、前年度に比べ46億7,251万円の減少となっている。

施設の更新に伴う費用の調達財源である企業債については、今後の経営においてその償還が負担とならないよう、計画的な発行に努めるとともに、経営の安全性を示す指標の分析を通じ、経営基盤の安定性を確保されたい。

(一般会計繰入金)

地方公営企業法は企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされている。しかし、地方公営企業法上、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費やその公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金

等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方交付税の基準財政需要額への算入又は特別交付税を通じて財源措置が行われているところである。本市においては、「繰出基準」を基本として、地方財政計画以外に一般会計が負担すべき事業も含め、受益と負担のあり方の観点から「相模原市下水道事業会計繰出基準」により繰出額の基準が定められている。

一般会計からの繰入金の状況を見ると、収益的収入に 17 億 3,922 万円、資本的収入に 28 億 1,977 万円、合計 45 億 5,900 万円となっており、いずれも「相模原市下水道事業会計繰出基準」に基づく繰入金であった。

(まとめ)

本市の下水道事業は、昭和 42 年の事業着手からすでに 50 年近く経過している。今後は改築や更新のための維持管理経費が確実に増大することや、将来人口の減少、節水型社会の定着に伴う使用料収入の減少などが予想され、施設の老朽化対策や効率的な整備、管理による経費の縮減が求められている。このため将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中・長期的な視点に立った経営の基本計画としての「経営計画」の早期策定が不可欠である。

下水道事業は、使用料収入で事業に必要な経費を賄う独立採算が原則であり、使用料は公共下水道事業の根幹となる財源である。平成 27 年 6 月に判明した無断接続に伴う公共下水道使用料の未賦課等一連の問題は負担の公平性の観点や下水道事業経営上問題となるだけでなく、市民の市政に対する信頼にまで影響を及ぼす問題であり、平成 27 年 10 月には相模原市下水道事業審議会からも下水道使用料の見直しに関する答申において、この問題について徹底した原因分析に基づく再発防止策を講じ、公平な徴収に努める旨の附帯意見が付されたところである。

このような不適切な事務処理が行われた原因を究明するための検証結果を踏まえ、その教訓を継承することにより適正な事務処理を継続して行うよう要望する。

下水道は市民生活に必要不可欠な社会資源であることから、安定的・継続的にサービスを提供できるよう、事業経営に関する情報の提供に取り組むとともに、職員の経営意識の更なる向上が求められている。今後とも、経営成績、財政状態の収益性や安全性を示す経営指標の動向等を注視し、経営基盤の強化に着実に取り組むよう要望する。

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査

健全化判断比率審査及び資金不足比率審査の基本方針を次のように定め、審査を実施しました。

1 基本方針

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率並びに各比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施する。

2 審査の結果

(1) 健全化判断比率

健全化判断比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成27年度	早期健全化基準
実質赤字比率	-	11.25
連結実質赤字比率	-	16.25
実質公債費比率	3.2 (10.9)	25
将来負担比率	37.9 (124.2)	400

実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「-」と表示されます。

()内の数値は、政令指定都市の平均値です。

平成27年度については、すべての比率が早期健全化基準内に収まっています。

用語の説明

実 質 赤 字 比 率 ... 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

連 結 実 質 赤 字 比 率 ... 全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率(財産区特別会計を除く。)

実 質 公 債 費 比 率 ... 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

将 来 負 担 比 率 ... 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

早 期 健 全 化 基 準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、財政の早期健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

(2) 資金不足比率

資金不足比率及びその算定基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(単位：%)

区 分	平成27年度	経営健全化基準
下水道事業会計	-	20
簡易水道事業特別会計	-	20

資金不足額がない場合は、「-」と表示されます。

平成27年度については、各会計とも資金不足比率が経営健全化基準内に収まっています。

本市においては、下水道事業会計及び簡易水道事業特別会計の2会計の資金不足比率が対象となります。

用語の説明

資金不足比率 ... 公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率

経営健全化基準 ... 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に定められている基準で、この基準を上回った場合、経営の健全化のための計画を策定・公表しなければならない。

(参考) 監査の結果における「指摘事項」等の件数

年度	定期監査			行政(事務)監査		
	指摘事項	注意事項	意見		検討すべき事項	意見
H28	17	5	4		18	16
H27	12	9	10		7	
H26	5	26	2		6	
H25	2	25	(文書要望) 1	(口頭要望) 1	7	
H24	3	15	(文書要望) 2	(口頭要望) 2	15	

年度	工事監査			財政援助団体等監査			
	指摘事項	注意事項	意見	指摘事項	注意事項	意見	
H28	0	4	4	0	7	1	
H27	0	1	2	6	0	2	
H26	0	0	0	0	4	0	
H25	0	0		0	3		
H24	0	0		0	3	(文書要望) 2	(口頭要望) 1

* 監査結果の区分については、6ページをご覧ください。

* 平成25年度以前の監査結果の区分は、次のとおりです。

監査結果	定義
おおむね良好	下記指摘事項、口頭注意に該当する不適切な事務執行はなかったもの
指摘事項	事務の執行や事業の管理が違法又は不当な事項について、不適切なものとして是正を勧告するもの 市長等は、指摘事項に対する改善措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は当該通知に係る事項を公表する。
口頭注意	指摘事項に至らない内容で、監査委員が注意を必要と判断したもの
要望 (文書・口頭)	組織及び事務運営のより一層の効率化・合理化等を求めることが必要と判断したもの



相模原市監査委員事務局

〒252-5277

神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号